

釜石市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）検討案

資料NO. 4

基準		従来の訪問介護相当（現在の釜石市の総合事業）	多様なサービス	
サービス種別		① 訪問介護 （従前相当サービス）	② 訪問型サービス A （緩和した基準によるサービス）	③ 訪問型サービス B （住民主体によるサービス）
サービス内容		○生活援助 調理、洗濯、清掃等の日常生活の援助 ○身体介護 入浴、排せつ、食事等	○生活援助 調理、洗濯、清掃等の日常生活の援助	○生活援助 ゴミ出し、買い物代行、草取り ※H31 年度の実施状況を勘案して H32 年度以降のサービス内容は要 検討
サービス利用対象者		要支援認定者、基本チェックリスト該当者 ※基本チェックリスト：日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための 25 項目からなる質問票		
基準	人員	○管理者 常勤・専従 1 以上（兼務可） ○訪問介護員等：常勤換算で 2.5 人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ○サービス提供責任者：常勤の訪問介護看護員のうち、利用 40 人に 1 人以上 【資格要件：介護福祉士、看護師、准看護師、3 年以上介護等の業務に 従事した介護職員初任者研修等修了者 県の基準による】	○管理者（資格要件なし）専従 1 以上※ ○従事者（非常勤可）：必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ○訪問従事者責任者：従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等 の職務に従事可能	○従事者数 必要数 ○資格要件 市が主催する「支えあいサービス養成講座」修了者 3 人以上で構 成している団体
	設備	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品		○必要な設備・備品
	運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の整備・同意 等 ○提供拒否の禁止 ○従業者の清潔の保持・健康状態の管理（必須） ○秘密保持等（必須） ○事故発生時の対応（必須） ○廃止・休止の届出と便宜の提供等（必須）		
事業の実施方法		○事業者指定		○運営費補助 ※公募
ケアマネジメント		○ケアマネジメント A		
報酬単価		○1 回当たり報酬単価を採用 ○サービスコード：A1（みなし指定） A2（H30.4.1 以降） ○要支援 1 1 月の提供回数が 4 回まで 266 単位/回 " 8 回まで 270 単位/回 " 8 回超え 2335 単位/月（上限額） ○要支援 2・事業対象者 1 月の提供回数が 4 回まで 266 単位/回 " 8 回まで 270 単位/回 " 12 回まで 285 単位/回 " 12 回超え 3704 単位/月（上限額）	○1 回当たり報酬単価を採用 ○サービスコード：A3（H31.4.1 以降） ○1 月の提供回数が 4 回まで 213 単位/回 " 8 回まで 213 単位/回 " 8 回超え 213 単位/回	○ゴミ出し 200 円/回（限度額 1,600 円/月） ○草取り 900 円/時間（限度額 1,800 円/月） ○買い物代行 900 円/回（限度額 3,600 円/月）
利用者負担 （利用料）		○利用者の負担割合による（1 割・2 割・3 割）		○ゴミ出し 100 円/回 ○草取り 300 円/時間 ○買い物代行等 300 円/回
限度額管理の有無・方法		○限度額管理の対象・国保連で管理		○団体及び市で管理
事業者等への支払い方法		○国保連経由で審査・支払		事業者に直接支払（月末実績報告→翌月払）
サービス提供者		○訪問介護員（訪問介護事業者）	○主に雇用労働者	○ボランティア主体